

# 国保の加入・脱退等の届出を忘れず！

職場の健康保険をやめて国保に加入するときや、就職などで職場の健康保険に加入し国保をやめるときなどは、どちらの場合でも14日以内に国保の異動届が必要で、また、保険税は届出をした月からではなく、国保の加入資格を得た月の分から月割計算によって算出された税額を納付することになります。

もし、届出が遅れてしまった場合は、加入資格を得た月までさかのぼって課税され、一度にまとめて納めなければならないこととなりますので、ご注意ください。

そのほか、世帯内で次の表に記載のある異動があった場合は、必ず窓口へ届け出ましょう。



## こんなときは14日以内に届出をしましょう

こんなとき	届出に必要なもの	
国保に加入するとき	他の市町村から転入した	前住所地の転出証明書、印鑑
	職場の健康保険を脱退した	職場の健康保険を脱退した証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれた	被扶養者でない理由の証明書、印鑑
	子どもが生まれた	母子健康手帳、印鑑
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書、印鑑
	外国籍の方が国保に加入する	外国人登録証明書
国保を脱退するとき	他の市町村に転出する	国民健康保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入した	国保と職場の健康保険の両方の保険証（職場の健康保険が未交付の場合は、加入したことを証明するもの）、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になった	国民健康保険証、他市町村に死亡届を提出した場合は死亡を証明するもの、印鑑
	国保の被保険者が死亡した	国民健康保険証、保護開始決定通知書、印鑑
その他	生活保護を受けるようになった	国民健康保険証、外国人登録証明書
	外国籍の方が国保を脱退する	国民健康保険証、印鑑
	退職医療制度の対象となった	国民健康保険証、年金証書、印鑑
	同じ町内で住所が変わった	国民健康保険証、印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	
世帯が分かれた、または一緒になった	国民健康保険証、印鑑	
保険証の紛失または破損など（再交付申請）	使えなくなった国民健康保険証（ない場合は運転免許証など身分を証明するもの）、印鑑	

# 退職者医療制度の対象者には「国保退職者被保険者証」が交付されます

長い間会社などに勤め、厚生年金保険や共済組合、船員保険などから年金を受けられる方が、退職して国保に加入した場合は、その方（退職被保険者）とその家族（被扶養者）は「退職者医療制度」の対象となり、退職者被保険者証が交付されます。

## 退職被保険者に該当する方

次の条件のすべてに当てはまる方が対象となります。

- ① 国保に加入している人
- ② 厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる方で、その加入機関が20年以上、もしくは40歳以上で10年以上ある方

## 被扶養者となる方

被扶養者とは、退職被保険者と生活をともにし、主に退職被保険者の収入によって生計を維持している次の方です。

- ① 退職被保険者の直系尊属、配偶者と3親等内の親族、または配偶者の父母と子
- ② 年間の収入が130万円未満（60歳以上または障害者は年収180万円未満）

## 手続きは？

年金受給権の発生した日が、退職被保険者となる日です。年金証書を受け取った日から14日以内に、保険証と年金証書を持って町民税務課または歌津総合支所町民福祉課の窓

# 進学のため転出する方へ

## 学保険証について

### 学保険証の手続き

親元を離れる学生に学保険証を交付します。他の市区町村の高校や大学、各種学校などに入学する場合は、住所の変更が必要ですが、医療保険は今までどおり親元の国保に加入することができます。

この場合、申請により学保険証が交付されます。◇手続きに必要なもの

- ・ 国保の保険証



（対象者には、3月中旬に更新手続方法について通知します。）

## 卒業する場合は

卒業後も他の市区町村で生活する方は、親元での国保資格を喪失し、住所地の国保の資格を取得します。就職して社会保険などに加入した方も国保の資格を喪失します。

また、卒業後南三陸町に転入し、引き続き国保の場合は学保険証から一般の保険証に資格が変わります。いずれの場合でも、当町の異動手続きが必要です。

◇手続きに必要なもの

- ・ 国保学保険証
- ・ 印鑑
- ・ 社会保険等に加入した場合はその保険証

## お問い合わせは

町民税務課  
医療給付係  
☎46-1373  
歌津総合支所  
町民福祉課 住民係  
☎36-3923

